

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (12)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (12)

第三章 国民の権利及び義務

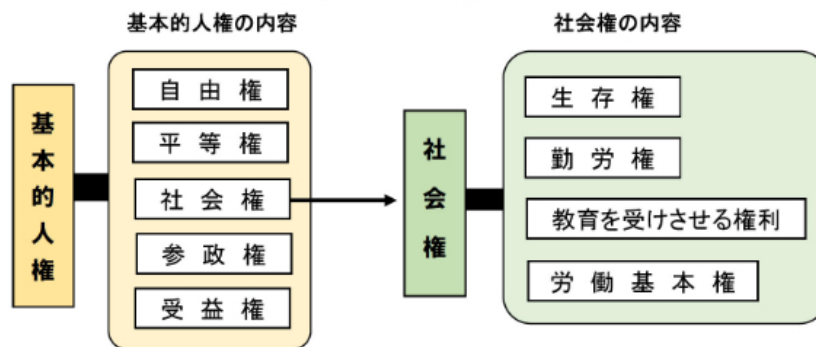
— 「国民の権利及び義務」の概要と条文の説明 —

「社会権」に属する、憲法第26条「教育を受ける権利、教育の義務」と憲法27条、28条と続く、勤労者の働く権利、労働三権は切り離せない関係でもあります。

「労働法と教育の関係は、産業革命国イギリスの歴史が出发点です。労働時間の制限（工場法）が教育機会を保障するものとの側面があり、教育と労働は対をなすものとして、一体的な歴史があるのです。

「学ぶ・学習・教育」そして「労働」は豊かに生きる基礎であります。

基本的人権の体系図



事例を紹介します。

貧困は教育の機会均等を剥奪するという歴史的事実「60年の人生・時間は戻らない」

平成25年11月26日夜のニュースで、60年前、誕生した病院で、赤ちゃんの取り違えによる、損害賠償訴訟の判決が報道された。「裕福な家庭」と「貧困な家庭」という対照的な家庭での新生児取り違えである。

本来、裕福な家庭で育つはずだった訴訟を提起した男性は、昭和39年、1964年の東京オリンピックをテレビではなくラジオで聞いていたという。そして、学校に行きたくても行けず、中学卒業と同時に町工場で働き始め、自費で定時制高校へ通ったという。学問をしたくても、とても大学までは行けないから断念したという。現在（平成25年当時）は、トラック運転手をやりながら兄の介護をしているという。

一方、本来であれば、「貧困の家庭」で育つはずだった男性は、小学生の時から、家庭教師が付き、高校、私立大学へと進学、一流企業を経て、現在「不動産会社の社長」という。

両男性の育った教育環境の違いは、努力してもその壁を破れない「豊かさ」を手にすることができない「貧困家庭」の現実を、そして歴史的事実をみせつけられたような気がした。

18世紀産業革命後「労働者」は豊かさを求めて自らも「自由・平等」をと基本的人権の獲得へ努力した。しかし、その獲得の時間は1世紀に及び、その間に「富める者」はより以上の大富裕者へ、労働者との貧富の差は拡大するばかりであった。巷では、労働者バカだからと、真のように流布された。そして社会・国家はその貧富の差が拡大する一つの原因には、労働者を中心とする貧困な家庭の子女には十分な教育が施されていない、教育を受けないがゆえに、知識という情報も、知識を基に「知恵を生み出す力」も、育っていないことに気がつくのです。

人間は、育てられながら学習を積み、教育を通して知識と知恵を身につけ、能力を開花させ成長していく。だからこそ、20世紀の基本的人権として「教育を受ける権利」があるのです。

今回の赤ちゃん取り違え事件は、「貧困」という境遇が、教育の機会均等を失くす、そして「貧富の差」を一層拡大させる原因となることをあらためて教えてくれた。

訴訟を提起した男性にとっては、損害賠償に変えられない「本来であれば夢が実現したかも知れない」男性の無念の気持ち、悔しさを計ることはできない。すでに両親も他界している。

私たちは、「教育を受ける権利」「教育を受けさせる義務」を当たり前として、そのありがたみを忘れているのではないか。そんなことを考えられる事件であった。

労働法の歴史をみると、その端緒は、1802年制定の「徒弟の健康および道徳に関する法律」（英国）に行き着きます。この法律が労働者に対する最初の工場法（現在の労基法）とも言われています。しかし一般的には、1833年、差別的な実効性のある監獄制度の確立された工場法（英国）を最初の工場法としています。

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

十、義務しにいたる夫初はのりる益自自制法の確立にいたる上物ハ（大國）に取初の上物ハとししといふ。

1802年の法は、労働時間を12時間に制限し、徒弟に対し「読・書き・算」の学習、月1回の「日曜学校」への出席が義務づけられました。教育機会の保障が主目的でありました。

一見、労働と教育は関係ないものと考えられがちですが、労働権は「教育・学習」の教育権と対をなしたものであることが分かります。長時間労働は、労働者の教育・学習の機会を失くし、結果的に「能力の開発」が停滞し、社会生活上貧困に甘んじなければならない環境から脱皮できないということです。

「労働時間と教育の関係は、産業革命初期の段階から問題視されていた事柄です。」

このように、「労働基本権と教育を受ける権利（教育の義務）」の歴史的な関係性から、両者が「基本的人権」として確立していることが理解できるものと考えます。

憲法第二十六条 【 教育を受ける権利、教育の義務 】

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

条文説明

国民に教育を受ける権利を保障し、同時に、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負います。これは、国民の三大義務の一つです。（納税の義務、勤労の義務、教育の義務）2項に言う、「無償」とは、判例では、「授業料不徴収の意味と解するのが相当である」（最判昭39.2）としています。したがって、学用品などは無償の範囲に含まれません。

語句の説明

能力……物事を成し遂げることのできる力。仕事のできる力。

普通教育……国民あるいは社会人として、一般共通に必要な知識・教養を与える教育。

義務教育……国民として必ず受けなければならない教育。小学校・中学校の教育がこれに当たる。

無償……報償がないこと。ただ、無料のこと。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.